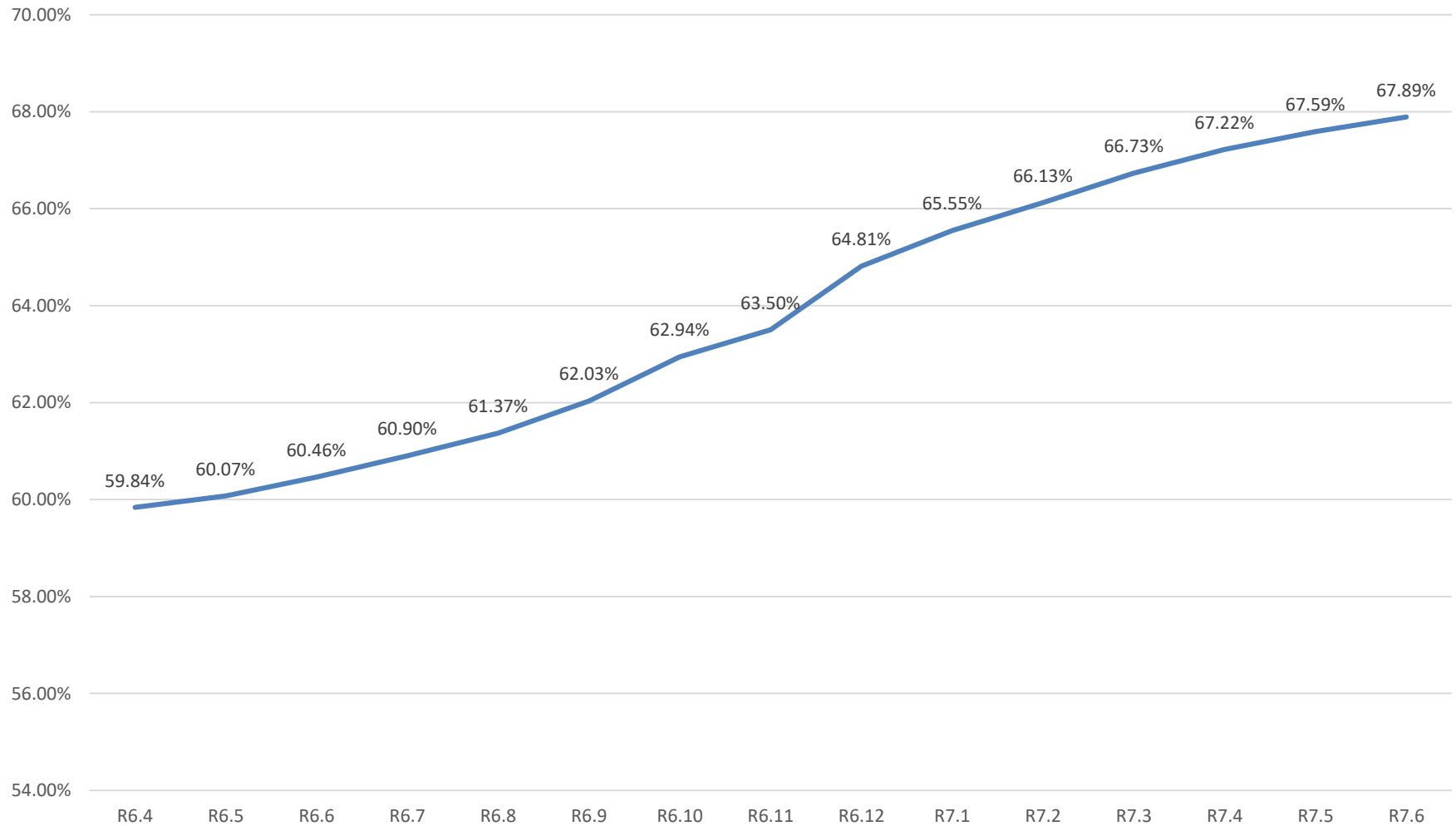


マイナ保険証への円滑な移行に向けた対応について

協会におけるマイナ保険証の利用登録状況

令和7年9月10日
第137回全国健康保険協会
運営委員会 資料2

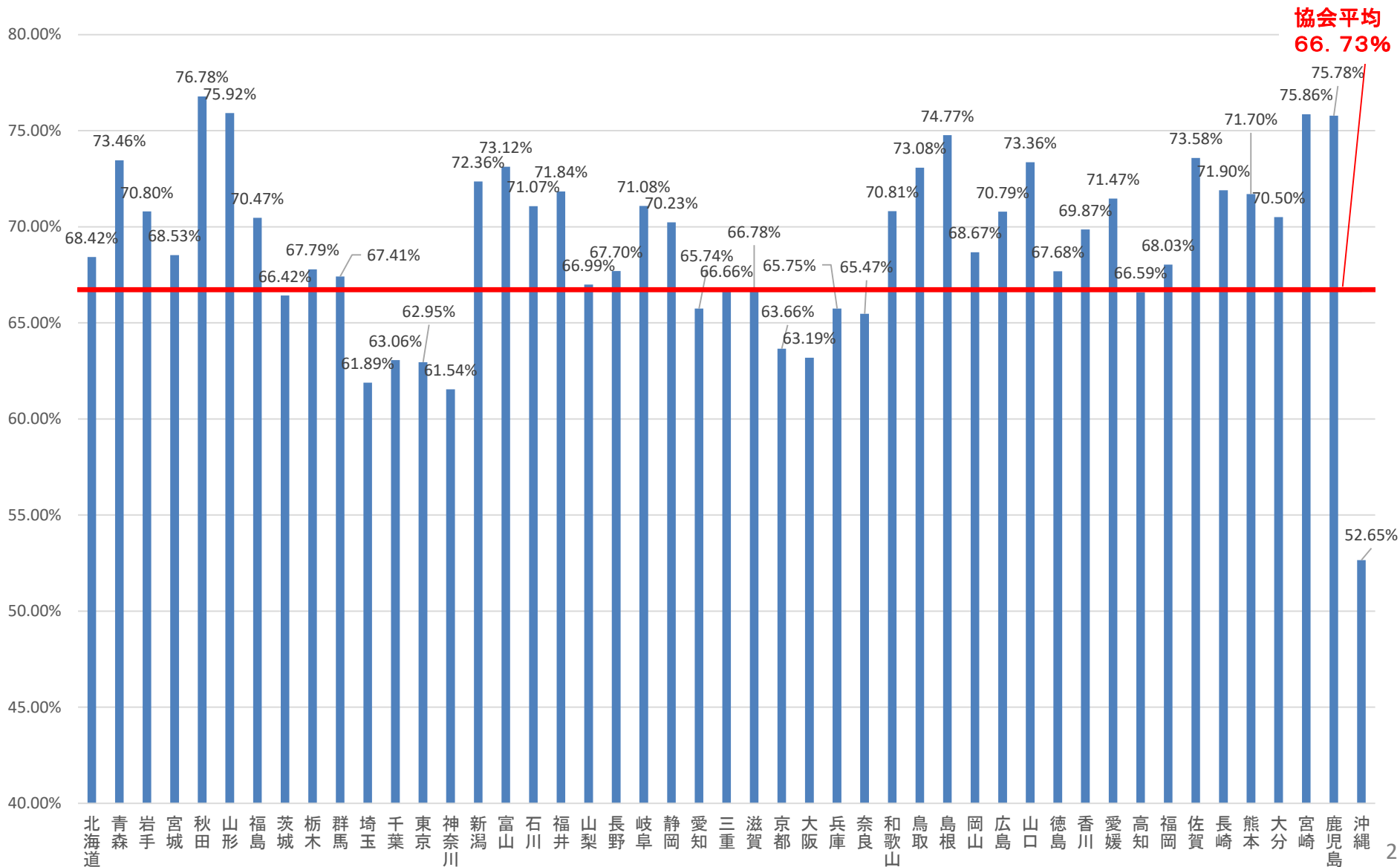
(協会加入者のマイナ保険証利用登録状況の推移)



協会におけるマイナ保険証の利用登録状況（支部別）

（都道府県支部加入者別マイナ保険証利用登録率）

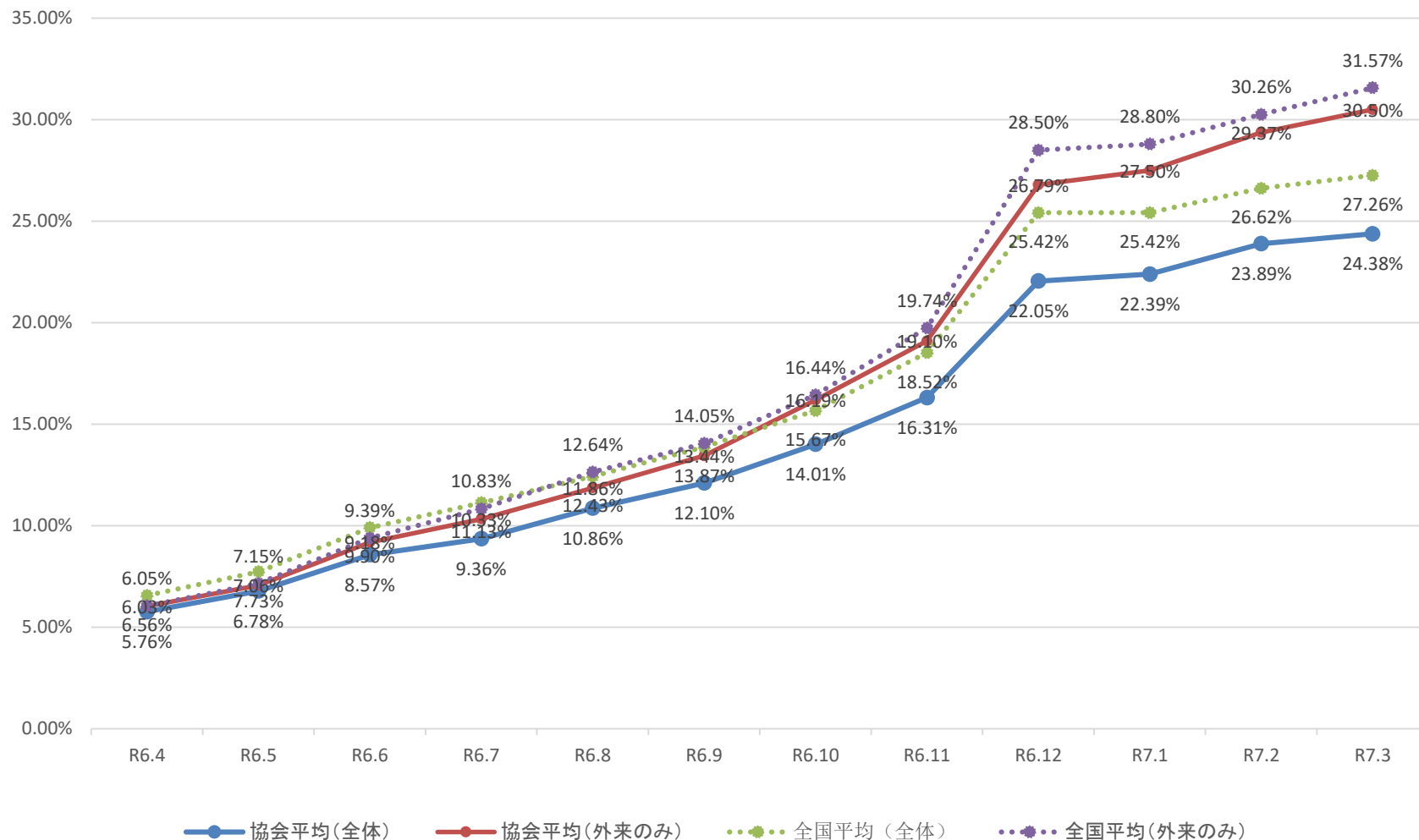
※数値は令和7年3月時点



協会におけるマイナ保険証の利用状況※

(マイナ保険証利用状況の推移)

KPI: 令和6年11月末時点のマイナ保険証利用率(外来)を50%以上とする
※令和7年度KPIの設定なし
結果: **19,10%**

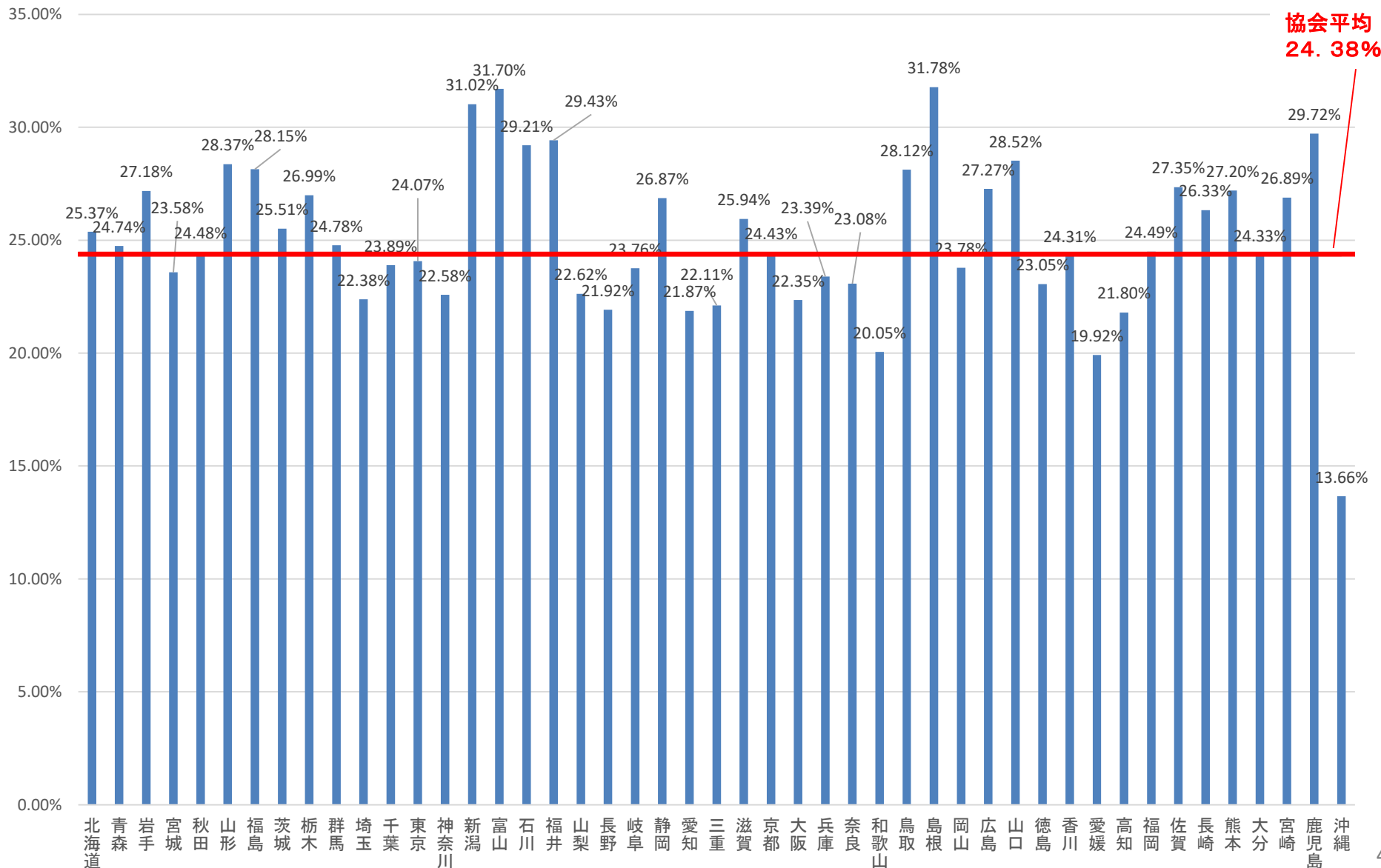


※利用状況(全体) = マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数
利用状況(外来のみ) = マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数/レセプト枚数(外来レセのみ)

協会におけるマイナ保険証の利用状況（支部別）

（都道府県支部加入者別マイナ保険証利用率）

※数値は令和7年3月時点



国全体におけるマイナ保険証の利用状況（都道府県別）

（都道府県別マイナ保険証利用率）

※令和7年8月28日第196回社会保障審議会医療保険部会 資料2より抜粋

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 （都道府県別の医療機関・薬局での利用（令和7年7月））

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率（令和7年7月）は以下のとおり。

※黄色＝上位5県 灰色＝下位5県

都道府県名	利用率
北海道	30.26% (+0.76%)
青森県	31.16% (+1.05%)
岩手県	34.46% (+0.43%)
宮城県	29.29% (+0.68%)
秋田県	29.69% (+0.76%)
山形県	33.93% (+0.56%)
福島県	37.16% (+0.39%)
茨城県	34.15% (+0.89%)
栃木県	35.55% (+0.83%)
群馬県	33.19% (+0.65%)
埼玉県	29.30% (+0.77%)
千葉県	34.25% (+1.09%)
東京都	28.62% (+0.55%)
神奈川県	31.08% (+0.82%)

全国	31.43% (+0.79%)
----	-----------------

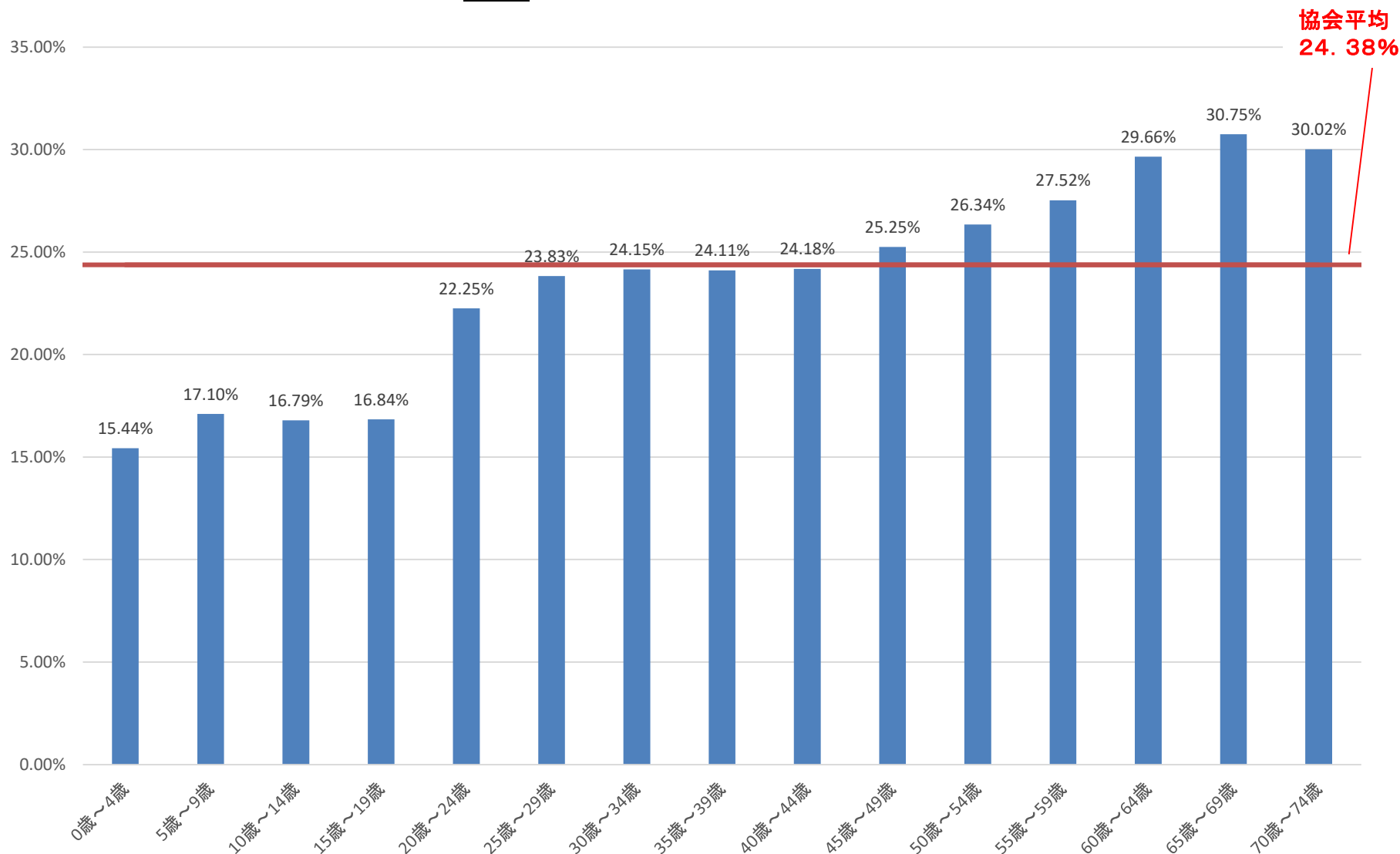
都道府県名	利用率
新潟県	39.23% (+1.14%)
富山県	41.52% (+0.88%)
石川県	37.56% (+0.93%)
福井県	46.10% (+1.17%)
山梨県	30.46% (+0.96%)
長野県	28.59% (+0.91%)
岐阜県	31.00% (+0.96%)
静岡県	34.40% (+0.86%)
愛知県	28.90% (+0.79%)
三重県	30.03% (+0.78%)
滋賀県	35.60% (+1.03%)
京都府	33.87% (+0.05%)
大阪府	28.85% (+0.73%)
兵庫県	31.36% (+0.45%)
奈良県	32.82% (+1.35%)
和歌山県	25.62% (+1.24%)

都道府県名	利用率
鳥取県	34.18% (+0.64%)
島根県	39.35% (+1.04%)
岡山県	31.04% (+0.91%)
広島県	34.53% (+0.71%)
山口県	37.33% (+1.04%)
徳島県	31.36% (+0.98%)
香川県	32.93% (+0.85%)
愛媛県	25.66% (+0.86%)
高知県	27.96% (+0.74%)
福岡県	30.77% (+0.94%)
佐賀県	34.29% (+0.72%)
長崎県	32.49% (+0.90%)
熊本県	34.45% (+0.86%)
大分県	31.04% (+0.97%)
宮崎県	34.80% (+0.96%)
鹿児島県	37.48% (+1.23%)
沖縄県	18.98% (+0.40%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
（括弧内の値は令和7年6月の値からの変化量（%ポイント））

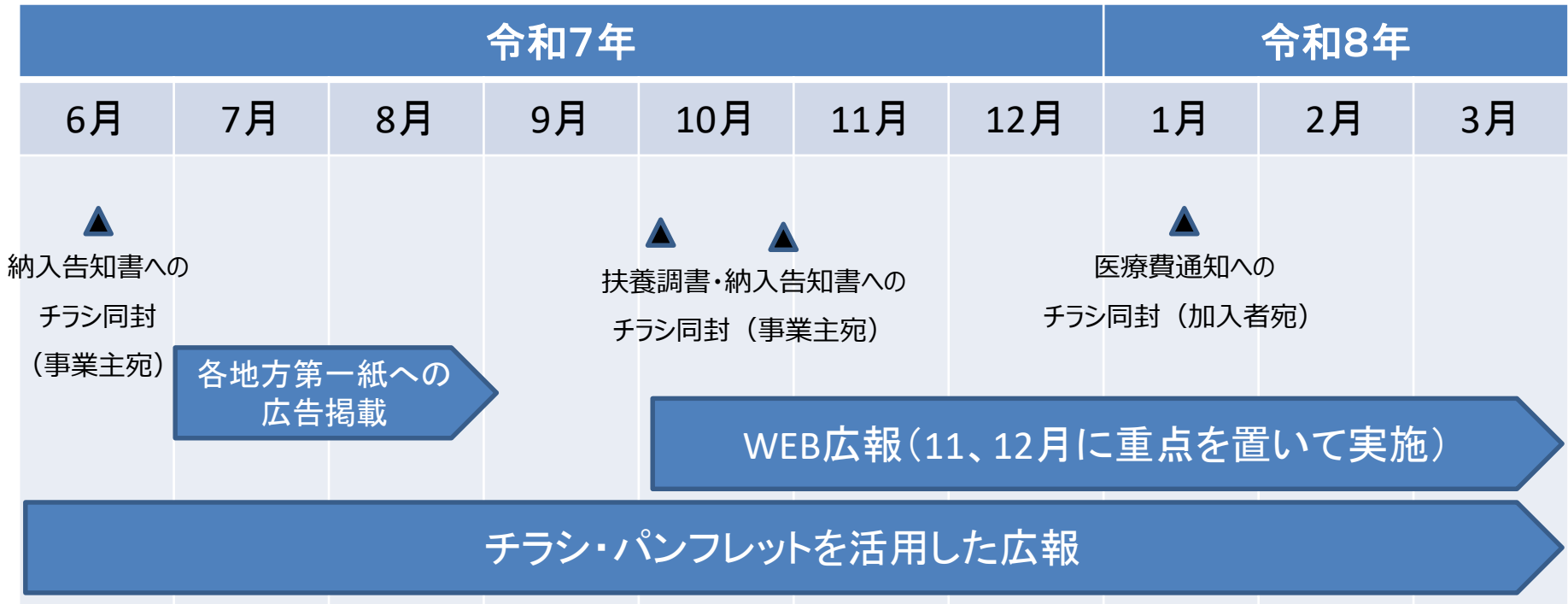
協会におけるマイナ保険証の利用状況（年代別）

（加入者の年代別マイナ保険証利用率（令和7年3月））



経過措置終了に向けた広報の実施について

令和7年12月2日以降、経過措置期間が終了し、健康保険証が使用できなくなることから、12月以降の保険診療の受診方法や、マイナ保険証のメリットや使用方法、安全性などの利用促進について周知広報を実施する。あわせて、最近の動向を踏まえ、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れへの注意喚起や、スマホ保険証についての説明も行う。



(参考) 地方第一紙への広告掲載

令和7年7月から8月において、マイナ保険証利用促進のため、各都道府県地方第一紙に以下の広告を掲載した。

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

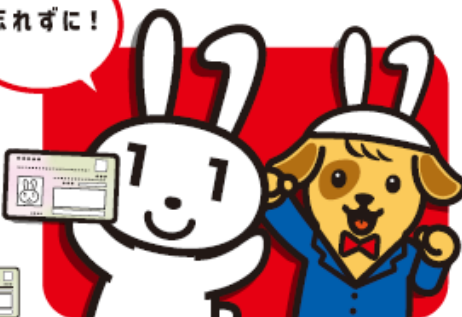
これからは
医療を受けるなら
マイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。

※マイナ保険証をお持ちでない方でも、資格確認書があればこれまでどおりの医療が受けられます。
詳しくは協会けんぽHPをご確認ください。

全国健康保険協会 協会けんぽ ○○○支部
〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

忘れずに!



これからは、
マイナンバーカードを持っていけば、
「マイナ保険証」として使用いただけます。



マイナンバーカードを持って病院へ

受付のカードリーダー*にマイナンバーカードを置く。

登録が済んでいない人も病院で登録できる

顔認証などで本人確認。「マイナ保険証」として使用できます。

*カードリーダーはモデルが違場合があります。

お問い合わせはこちらまで
協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
TEL 0570-015-369
8:30 ~ 17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

協会けんぽ LINE 公式アカウントでは
健康情報を配信中!
友だち追加はこちらから!